

# 入学貸付・修学貸付のご案内

年利 2.66%

進学シーズンを迎え、この時期は入学金や授業料など、多額の資金が必要になります。

共済組合では、入学や修学等に必要とする資金の貸付けを行っていますので、ぜひ、ご利用ください。

※ 平成 28 年 4 月貸付分から修学貸付の取扱いが従来と大きく異なる点がありますので、借入れを希望される方は、新着情報の「平成 28 年 4 月貸付分から貸付けの取扱いを変更します」も併せてご確認の上、お申込みください。

貸付の種類	《入学貸付》	《修学貸付》
貸付利率	年 <b>2.66%</b> (平成 28 年 3 月現在) ※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象学校	○学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○給料月額 of 6 ヶ月分の範囲内 (最低額 10 万円から 5 万円単位で最高限度額 200 万円)	○最高限度額 180 万円(3 月貸付時) (最低額 10 万円から 5 万円単位で <u>申込月の限度額の範囲内</u> )
償還方法	○元利均等償還 ○貸付を受けた月の翌月から償還開始	○元利均等償還 ○修学期間中は、元金の償還を据置き、利息のみの償還 ※ <u>申出により、修学期間中であっても償還を開始することが可能</u>
提出書類	○貸付申込書 ○借用証書(印鑑証明添付) ○借入状況等申告書 ※ 他の金融機関からの借入れがある場合は、その状況が確認できる書類の添付が必要です。 ○申込対象者の戸籍抄本(共済組合の被扶養者の場合は不要)	○在学証明書(申込みの年度の 4 月 1 日以降に発行されたもの) 4 月 5 日までの申込みは、入学前は「合格通知書の写し」、進級前は「進級前の在学証明書」を提出し、4 月中に「該当年度の在学証明書」と差替えることとなります。 ○費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び貸付日	<u>毎月 5 日までに申込み、毎月月末交付</u> ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

(注) 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者までご連絡ください。